

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年9月28日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	その他	がれき撤去用重機(バックホウ)の運転訓練時、重機が横転し、燃料の軽油が漏れ、排水溝を通じてごく少量の軽油が流出し港湾内に浮遊したことを確認した。排水口近傍に中和剤を散布し海面にオイルフェンスを設置済み。当該事象の原因を調査。【平成24年9月25日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2012/pdf/24092501p.pdf	G III 以下

3. G III グレード 0件